

(別添)

「農林水産省協同組合等検査基本要綱」の一部改正について

令和4年9月
農林水産省
大臣官房検査・監察部

I 改正概要

- 1 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）の施行に伴い廃止され、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に統合（令和4年4月施行）されたこと等から、所要の改正を行う。

【該当箇所】

別紙様式1 検査書管理台帳例

- 2 検査報告書の標準構成について、検査を省略した場所から検査を実施した場書に記載を変更するとともに、検査書を交付する場合の例について、代表理事等の個人名の宛名から役職名の宛名に記載（代表理事等の個人名を記載することも可）を変更する。

【該当箇所】

別記様式2-1 検査報告書（第7の1関係）

別紙 検査書を交付する場合の例

- 3 その他所要の改正（字句修正等）

II 施行時期

令和4年9月30日